

令和5年12月1日から

藤沢地区の一部の土地において、都市計画を**変更**しました！

令和5年12月1日から、藤沢地区の一部の土地において、都市計画を変更（土地区画整理事業区域の変更、地区計画の変更）しました。

○変更した土地の位置

大字下藤沢字水押、字山ノ神の全部及び字筑地の一部、並びに東藤沢三丁目、東藤沢六丁目及び東藤沢七丁目の各一部（※位置図は別紙をご参照ください。）

○変更内容

1. 土地区画整理事業区域の変更



武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業区域から**除外**されました。

2. 地区計画の変更（※東藤沢三丁目の一部は除く）



武蔵藤沢駅周辺地区地区計画が**設定**されました。

以下の手続きが変更となります。ご注意ください。

手続き	変更内容	対象となる行為	提出時期
都市計画法第53条第1項許可申請		不要	
地区計画の届出	必要	建築物の建築 土地の区画形質の変更 工作物の建設 など	着工の30日前まで

※地区計画の内容については、都市計画課までお問い合わせください。

Well-being City いるま

担 当

入間市都市整備部 都市計画課（地区計画について）

区画整理課（土地区画整理事業について）

電話番号 04-2964-1111 内線 3382(都市計画課)、内線 3342(区画整理課)